

フルカラー複合機 仕様書

宮崎県精神保健福祉センター

1. 契約件名 :フルカラー複合機の複写サービスに関する契約
2. 契約期間 :令和8年10月1日 ~ 令和13年9月30日 (60月)
3. 納入期限 :令和8年9月30日(水)
4. 設置場所 :宮崎県精神保健福祉センター(宮崎市霧島1-1-2)
5. カラー複合機の基本機能 :下記の条件を満たすもの

基本性能	1	性能	フルカラー複合機
	2	読み取り解像度	読込600dpi×600dpi以上であること。
	3	給紙段数	4段(4トレイ)以上+手差しトレイ
	4	給紙容量	各トレイ 570枚以上 +手差し100枚以上
	5	ウォームアップタイム	30秒以下
	6	対応用紙サイズ	A3～A5、ハガキ、封筒
	7	カラー対応	フルカラー
	8	ファーストコピータイム	モノクロ:3. 3秒以下、カラー:4. 2以下
	9	連続複写速度	モノクロ:70枚/分以上、カラー:70枚/分以上
	10	連続複写枚数	999枚以上
	11	複写倍率	任意倍率25%～400%(1%きざみ)
	12	自動両面原稿送り装置	原稿収容可能枚数は250枚以上であること。
	13	両面原稿同時読み取り	自動両面送り装置は1回の読込で両面印刷原稿を両面同時に読み取ることができること。
	14	留め置き印刷	できること。
	15	集約(複数枚数を1枚に集約する)機能	有すること。
	16	自動両面コピー/印刷	できること。
	17	排紙機能	排出先を2つ(インナー排出)に分けること。(コピー・ファックス)
	18	ネットワーク(県庁LAN)への接続が可能なこと。	
	19	機器については、新品に限ること。(再利用機器は不可。)	
プリンター機能	20	コピー機能と同等の処理能力を有すること。	
	21	対応プロトコル	TCP/IP対応
	22	対応OS	Windows11以降のOSに対応していること。
フィニッシャー機能	23	インターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T, USB2.0以上のインターフェースを有すること。
	24	ソート	有すること。
	25	ステープル(針あり)	コーナー留めおよび2箇所留めができること。最大(A4)50枚以上
ファックス機能	26	パンチ	2穴パンチ機能を有すること。
	27	PCファックス	パソコンから直接送信できるダイレクトFAX機能があること。
	28	対応規格	G3,加入電話回線/PBXに対応していること。
スキャナー機能	29	番号登録件数	200件以上の短縮ダイヤル登録ができること。
	30	スキャナー形式	フルカラー及びネットワーク対応スキャナー機能を有すること。(最大A3まで)
	31	出力フォーマット	TIFF、JPEG、PDF
環境対応	32	SMB転送(Pushスキャン)、メール転送で職員のパソコンへ保存ができること。	
	33	グリーン購入法に適合し、国際エネルギースタープログラム基準を満たし、エコマーク認定商品であること。	
セキュリティ	34	節電機能を装備していること	
	35	コピー等の際のHDD内の原稿データをジョブ終了後に上書き消去できること、又は、SSDへのデータ書き込み時に暗号化できること	
その他	36	機器設置に要する費用は業者負担とする。(配線・電圧工事含む。)	

6. 設置

(1)設置台数 1台

(2)その他

- ・概ね幅180cm奥行き100cm以内に設置可能であること。
- ・県庁LANへ接続し、職員がプリンター及びスキャナーとして使用できるよう、複合機の環境設定及び必要に応じて職員PCへのドライバー等インストール作業を実施すること。
- ・FAX回線に接続して使用できる状態にするとともに、既設機に設定されたFAX短縮ダイヤルを新設機にも設定すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項で必要と思われる作業については、担当者に相談・報告の上、受注者の責任において実施すること。

7. 保守及び消耗品等供給

(1)保守業務の内容

- ・設置した複合機を常に良好な状態に保つため、ネットワークを介して機器の状態を監視し、機器に精通した保守要員により適切に保守できる体制をとっていること。
- ・保守には、感光体やトナー等消耗品の金額及び定期的な保守や故障時の修理、その他の部品代金を含むこと。

(2)月間複写見込枚数(※積算基準枚数であり、この枚数を保証するものではない)

31,000 枚

- | | |
|----------|----------|
| ・モノクロ | 28,000 枚 |
| ・カラーコピー | 1,000 枚 |
| ・カラープリント | 2,000 枚 |

8. その他入札条件

- (1)入札書は、消費税抜きの金額で作成すること。
- (2)保守等及び消耗品等料については、上記7(2)の積算基準枚数により算出すること。
- (3)「入札金額」欄は、賃借料と保守及び消耗品等料の合計(60月分)を記載すること。
- (4)入札にあたっては、上記入札金額を比較し、最も低い価格で落札した者を落札者とする。
- (5)保守及び消耗品等を請求する際のプリント枚数について、機械点検と調整のために使用したプリント及び故障等での不良プリント枚数相当として、モノクロ1%、カラー1%の相当枚数を控除することを条件とする。
- (6)落札後、対象となる機種を令和8年9月30日までに納入すること。
- (7)本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。